

災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書

東京都台東区(以下「賃貸人」という。)と (以下「賃借人」という。)は、令和 年 月 日付けで締結した建物賃貸借契約(以下「賃貸借契約」という。)に基づき設置した自動販売機(以下「本件自動販売機」という。)内の販売品に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害等(以下「災害」という。)が発生した場合において、本件自動販売機内の販売品に係る無償提供の取扱いについて定めることにより、賃借人が本件自動販売機を設置した施設(以下「本施設」という。)の来場者、職員その他の関係者(以下「利用者等」という。)の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者等の安全確保に資することを目的とする。

(協力要請)

第2条 賃貸人は、災害が発生した場合において、賃借人の協力が必要であると判断した場合は、賃借人に対し書面により協力を要請する。
2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、賃貸人は、賃借人に対し電話等により協力を要請することができる。この場合において、賃貸人は、賃借人に対し、後日速やかに協力の要請に係る書面を提供するものとする。

(協力内容)

第3条 賃借人は、前条の規定により協力の要請があったときは、次に掲げる事項について協力する。
(1) 本件自動販売機内の販売品を無償提供すること。
(2) 本件自動販売機の取扱いについて賃貸人に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。
(3) その他、賃貸人・賃借人協議の上必要があると認めたこと。
2 賃借人は、前項に規定する協力事項を実施するため、本件自動販売機の操作方法を記載した書面、鍵等を、あらかじめ賃貸人に提出するものとする。
3 賃貸人は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、賃貸借契約の賃貸借期間とする。ただし、賃貸借契約が解除された場合は、解除の日までとする。

(費用負担)

第5条 この協定の履行に関して必要な費用は、全て賃借人の負担とする。ただし、賃貸人が必要と認めた場合は、この限りでない。

(協議)

第6条 この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、賃貸人・賃借人協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、賃貸人及び賃借人がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 東京都台東区東上野四丁目5番6号

東京都台東区

代表者 東京都台東区長 服部 征夫

賃借人

代表者